

生命保険と相続

◆ 生命保険の死亡保険金は相続財産に含まれるか

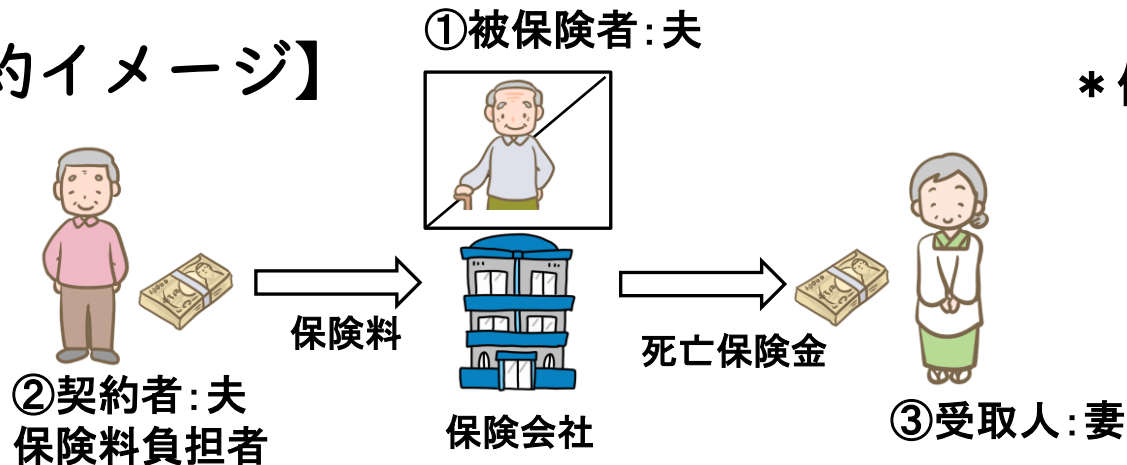
Ⅰ. 「生命保険」契約形態の当事者

保険契約は、被保険者、契約者及び受取人の3者が当事者となり、契約者が保険会社と契約を結びます。

- ① 被保険者：保険の対象となる人
- ② 契約者：保険料を負担する人
- ③ 受取人：保険金を受け取る人

*被保険者が死亡した時に保険金が出ます。

【契約イメージ】



* 保険契約で最も多いパターンです。

- ① 被保険者:夫
- ② 契約者:夫
- ③ 受取人:妻

2. 死亡保険金が相続財産に含まれない場合

被相続人となる人が契約者・被保険者で受取人が相続人の一人である保険契約の場合、相続発生後に受取人が受け取る死亡保険金は、法律上相続財産には該当しません。

受取人固有の財産となり遺産分割の対象とならないため、他の相続人の同意などを得る必要なく、受取人が保険会社へ請求をすれば死亡保険金を受け取ることが可能です。

* 上記の受取人が相続放棄した場合

相続放棄を選択した場合、すべての相続財産を放棄することになるため、生命保険金の受取も放棄となる気がしてしまいがちですが、そうではありません。

相続放棄をしても、受取人の固有財産である生命保険金だけは受け取ることができるのです。

3. 死亡保険金が相続財産に含まれる場合

(1) 被相続人が被保険者であり受取人を指定しなかった場合

被相続人が被保険者であるため、被相続人が死亡した段階で、保険金は支給されます。しかし、受取人が指定されていないため、保険金は被相続人の法定相続人が相続することになり、保険金は相続財産としてみなされます。

(2) 被相続人が被保険者であり受取人だった場合

被相続人が被保険者であるため、被相続人が死亡すると保険金が発生しますが、同時に被相続人が受取人であるため、受取人は保険金を受け取ることができません。

そのため保険金は、保険契約約款で指定された人が新たな受取人になります。

保険金は約款で指定された受取人の固有の財産になるため、この場合の保険金は相続財産には含まれません。

反対に、約款で受取人が指定されていない場合は保険法46条に従うため、保険金を各法定相続人で均等に分割することになります。

法定相続分は関係なく、全員に同額の保険金が支給されるということです。この場合の保険金は、相続財産としてみなされます。

*保険法第46条

保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

*詳しくは、個別の契約ごとに、保険会社に確認する必要があります。

《参考》判例：死亡保険金が「特別受益」に該当するのか（相続財産に含まれるのか）最高裁平成16年10月29日決定



死亡保険金は原則としては特別受益に該当しないが、「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条（特別受益者の相続分）の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合」には、特別受益として持ち戻しの対象（相続財産に含まれる）とするべきだとしています。

また、特段の事情の有無については、死亡保険金の額やその額の遺産総額に対する比率、同居の有無や介護などによる貢献度を考慮して判断すべきとしています。

*東京高裁平成17年10月27日決定：1億円の保険金を特別受益とし相続財産の対象とした。

*名古屋高裁平成18年3月27日決定：婚姻4年弱であることなどを理由として保険金を特別受益として相続財産とした。